

平成28年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要																																	
<p>◎条例案 (1件) 総務部</p>	<p>【1】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="730 376 1474 645"> <tr> <td>予</td> <td>算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td></td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その</td> <td>他</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認</td> <td>定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提</td> <td>出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律による地方税法の一部改正等に鑑み、県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等についての規定を整備するものである。 (平成28年4月1日及び平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 法人事業税・法人県民税</p> <p>① 法人事業税の税率変更 法人事業税の外形標準課税の拡大に伴い、付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げる。</p> <table border="0" data-bbox="730 1048 1474 1131"> <tr> <td>ア 付加価値割</td> <td>100分の0.72→100分の1.2</td> </tr> <tr> <td>イ 資本割</td> <td>100分の0.3 →100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 所得割(年800万円超の場合)</td> <td>100分の6 →100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(平成28年4月1日から施行)</p> <p>② 法人県民税の税率変更 地方法人課税の偏在是正に向け、法人県民税法人税割の地方交付税の原資化を進めるため、当該税率を引き下げる。(100分の3.2→100分の1) (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(2) 自動車取得税・自動車税</p> <p>① 自動車取得税の廃止及び自動車税の環境性能割の創設 自動車取得税を廃止するとともに、自動車税に環境性能割を導入し、現行の自動車税を種別割とする。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>② 自動車税のグリーン化特例の重点化と種別割への継続適用 現行の自動車税のグリーン化特例について、適用基準の切り替えを行い、平成29年度課税(平成28年度取得)の自動車税の種別割に継続適用する。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(3) 不動産取得税 平成28年3月31日で適用期限切れとなる不動産取得税に係る特例措置を平成30年3月31日まで2年延長する。 (平成28年4月1日から施行)</p>	予	算	- 件	議案 1件	条	案	1 件	例		- 件	その	他	- 件	認	定	- 件	報	告	- 件	提	出	- 件			計	1 件		ア 付加価値割	100分の0.72→100分の1.2	イ 資本割	100分の0.3 →100分の0.5	ウ 所得割(年800万円超の場合)	100分の6 →100分の3.6
予	算	- 件	議案 1件																																
条	案	1 件																																	
例		- 件																																	
その	他	- 件																																	
認	定	- 件																																	
報	告	- 件																																	
提	出	- 件																																	
	計	1 件																																	
ア 付加価値割	100分の0.72→100分の1.2																																		
イ 資本割	100分の0.3 →100分の0.5																																		
ウ 所得割(年800万円超の場合)	100分の6 →100分の3.6																																		